

19 世紀の大学と法学者 (3・完)

(付・20 世紀の変遷)

小 野 秀 誠*

- I はじめに
- II サヴィニーとその関係者 (Savigny, Puchta, Thibaut)
- III 法学者の系譜——19 世紀の初頭 (Hugo, Weiß, Gans, Goschen ほか)
- IV ベルリン大学の変遷と法学者 (19 世紀の後半から、Eck, Titze, Heymann, Hedemann, Siebert) (以上、13 巻 1 号 (2 まで))
- V 諸大学のロマニステン (ゲッチンゲン、ライプチヒなど) (以上、13 巻 2 号)
- VI むすび、大戦時のボン大学の変遷 (以上、本号)

VI むすび、大戦時のボン大学の変遷・ユダヤ系法学者の補遺

I ボン大学の法学者

(1) ボン大学とその位置づけ

前述のように、20 世紀初期のベルリン大学では、1930 年代のナチスの影響がもっとも重要な変化であるが、ベルリン大学の当時の状況は、現在必ずしも明確ではないことから、以下では、すでに詳細な検証が行われているボン大学によって、当時の大学の変遷を概観する。1871 年のドイツ統一後においても、ボンには、いわばベルリンで行われる諸政策の、西側の実験場としての意味があった。東西冷戦の時代に、西ベルリンが西側のショーウインドーであったのとは対照的に、1871 年のドイツ統一まで、ラインラントは、エルベ以东のプロイセンのショーウインドー（あるいは西欧的知見の取り入れ口）であった。戦後、ボンが臨時の首都となったのは、たんなる僥倖や偶然ではなく、こうした伝統にもとづく

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 14 巻第 1 号 2015 年 3 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

ものである。戦後の分裂の時代においては、連邦共和国（西ドイツ）が、旧ライヒの正当な承継者であることをも示していたのである。

以下で扱うのは、キップ、デレ、クンケルとボン大学の若干の教授と執行部である。なお、C・シュミット（Carl Schmidt, 1899-1980）が一時ボン大学にいた（1922-28）ことについては、別稿で簡単に扱ったことがある¹⁾、彼は、公法、政治学や哲学が専門であり、本稿で立ち入る必要はないであろう。

(2) キップ（Karl Theodor Kipp, 1896-1963）

ここで扱うキップは、二重効で著名なキップ（Theodor Kipp, 1862.4.10-1931.4.2）の息子である。父とほとんど同名のことから、しばしば混同されることがある。父のキップは、1862年に、ハノーバー王国のハノーバー（ニーダーザクセン）で生まれ、ライプチヒ大学とゲッチングン大学で学んだ。1883年に、ゲッチングン大学で学位を取得し、1887年に、ライプチヒ大学でハビリタチオンを取得した。1887年に、ライプチヒ大学で私講師となり、同年にハレ大学で員外教授となり、1889年に、キール大学で正教授となった。1894年に結婚し、1896年に生まれたのが、子のキップである。

父キップは、1893年に、エルランゲン大学の教授、1899/1900年に、副学長となったが、1901年に、ベルリン大学の教授となり（1902/03年、1912/13年、1926/27年、学部長）、1914/15年には、学長にもなり、赴任からほぼ30年後の1930年に、名誉教授となった。1931年、心臓麻痺（Herzschlag）で亡くなった²⁾。

息子のキップは、父のエルランゲン時代に生まれたが、5歳の時に、父がベルリンに移籍したことから、ベルリン大学で学び、1922年に、ベルリン大学の刑法のKohlrauschのもとで学位をえた（Die Lehre von der Teilnahme nach dem

1) Rheinische Friedrich-Wilhelms-Universität Bonn（以下Bonnとして引用）、1987, S.73. なお、筆者は、1991年に、Bonn大学において、いまは亡きマーシャル教授（Wolfgang Marschall von Bieberstein, 1928.8.4-2003.6.10）と大学の記録庫（Universitätsarchiv）から関連の文献の収集につき多大なお世話をうけた。本稿は、その当時からのテーマの1つでもある。記して感謝するしだいである。

2) 一橋法学10巻1号72頁参照。

Strafgesetzentwurf von 1919)。さらに、ユダヤ系法学者 M. Wolff の下で、1927 年に、ハビリタチオンを取得した (Rechtsvergleichende Studien zur Lehre von der Schlüsselgewalt in den romanischen Rechten)³⁾。主査の M. Wolff のほか、副査は Heymann であった⁴⁾。

キップの家系はユダヤ系ではないが、父キップは、ユダヤ系法学者 Dernburg の講座の後継者であり、父キップの後継者は Schulz であり、父キップが改訂した Enneccerus の物権法テキスト (Enneccerus-Kipp) は、のち M. Wolff (Enneccerus-Kipp-Wolff) により改訂が継続された。ちなみに、このエンネクツェルスの民法シリーズは、戦後の国家試験のさいのもっとも人気ある基本書であり、標準的なテキストとなった (民法総則、債権法とも)⁵⁾。父キップの追悼論文を、Rabel, Levy, Wolff の 3 人のユダヤ系法学者が書いていることは偶然ではない。こうした環境から、一家は、当時の社会的な差別感からは遠くにいたのである。

子キップは、ベルリン大学で私講師をした後、1932 年に、ボン大学の員外教授、1934 年に学部長、1935 年に正教授となったが、すでに、ナチスの時代であった。師の M. Wolff は、1934 年にベルリン大学の職を追われ、1938 年にはイギリスに亡命した。子キップは、1935 年のケーニヒスベルク大学の招聘を断った (以下のキップは子キップを指す)。

1933 年に、ボン大学の学長は、法制史家の Adolf Zycha (1871. 10. 17-1948. 11. 19) であった。ナチスの政権掌握時から、執行部の刷新が求められた (大学で最初のナチス党员であり、強烈な支持者の Poppelreuter を代表とする運動である。同人は心理学者であった)。その結果、Friedrich Pietrusky (1893-1973)

3) 同 11 卷 3 号 9 頁、注 8) 参照。

4) ベルリン大学のハビリタチオン取得者一覧参照 (vgl. Gesamtliste der Dissertationen 1810-1990 & Zustände gekommene Habilitationen an der Juristischen Fakultät der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin zwischen 1900 und 1932), Schröder, Klopsch, Kliebert (hrsg.), Die Berliner Juristische Fakultät und ihre Wissenschaftsgeschichte von 1810 bis 2010, Dissertationen, Habilitationen und Lehre, 2010 の付属の CD rom)。

5) その後、有力となったのは、債権法ではラーレンツの債権法テキスト (Lehrbuch des Schuldrechts, I, II) であるが、ラーレンツへの評価は別れ、キール学派であるとして嫌う者も多い。我妻栄・民法講義 IV (1964 年) は、エンネクツェルスとラーレンツの双方を引用している。

が選任された。同人は、当初は必ずしもナチスの黨員ではなかったが、早くからその傾向のある者とみなされていたのである。ボンにおいても、1933年以降、学生団を通したナチス的な主張が強く (Paul Kahle)、私講師のボイコットや反対運動が行われた。また、ナチスの世界観による教育コースの導入も行われた (nationalsozialistische Schulungskurse)⁶⁾。

1934年当時の学長は、Hans Naumann (1886-1951) であった。彼は、上記のコースを主導した人物である。しかし、同人も、学生団のボイコット運動に対しては、必ずしもナチス側に立った解決をしなかったことから、長くその職のとどまることはなかった⁷⁾。

翌1935年に、司法省参与であった Eckhardt の推薦により、キップは、ボン大学の学長となった (5月1日)。ナチスの黨員ではなかったが、研究者として優秀であるだけでなく、プロイセン的な義務感や名誉感情に富む誠実な人柄であると評価されていたようである。学長職にとどまったのは、1年半にすぎなかったが、これはドイツの学長としては (当時も今も) 必ずしも短いわけではない。ただし、その解任が当時の状況を反映している。

1935年8月に、ユダヤ人の肉屋 Grüneberg が、やみ取引の疑いで逮捕され、その顧客リストに、多数のボン大学の教授が記載されていた。その中に、キップの名もあったのである。これを契機として、家族のユダヤ人との交流から、ユダヤ人に対するナチスのボイコット運動への違反を理由として学長職を免職となった。実質的には、ナチスに入らなかったからであるとされる (後任は、前述の Pietrusky が再任)。大学には慰留され、1938/39にふたたび学部長となった。

キップはナチスに抵抗的であり、その後の入党も形式的であった。こうして、黨員となり管理職にもいたことから、戦後の1946年に免職となったが、1948年に、彼を積極的ナチ主義者とみることは誤解によるものとして取消された⁸⁾。

(3) デレ (Hans Dölle, 1893. 8. 25-1980. 5. 15)

6) Höpfner, Die Universität Bonn im Dritten Reich, 1999, S.100.

7) Höpfner, aa.O., S.71. Poppelreuter については、同 S.99ff. に詳しい。

8) Höpfner, ib. S.72, S.237.

デレは、1893年にボンで生まれ、ベルリン大学で法律学を学んだ。ベルリン時代のパルチュ（Joseph Aloys August Partsch, 1882.9.2-1925.3.30）に学び（1921-25）、1921年には、M. ヴォルフについて、1923年に、ハビリタチオンを取得した（Das materielle Ausgleichsrecht des Versailler Vertrages unter besonderer Berücksichtigung der Rechtsbeziehungen zu England und Frankreich）。主査はPartsch、副査はKippであった。第一次世界大戦では、予備役将校（Reserveoffizier）となった。

デレは、1924年に、ボン大学の員外教授、31年に正教授となった。当初は、国際法、比較法、手続法を教えたが、1933年から、世襲農場法（Erbhofrecht）をも教えた。1934年に、学部長となった。前述の1935年のGrüneberg事件では、ナチスの機関紙（Westdeutscher Beobachter）が公表した肉屋の顧客リストの中には、多数の大学教授の名があり、学長のキップのほか、デレの名もあった。彼も学部長の職を辞し、ナチスに入ることをよぎなくされた。その後、1941年に、シュトラスブルク大学に、1946年に、チュービンゲン大学に移籍した。

チュービンゲン大学の時代に、彼は、戦争中に疎開してきたマックス・プランク（もとのカイザー・ウィルヘルム研究所）の所長となり、戦後帰国したラーベルを受け入れた。1956年に、マックス・プランク研究所がハンブルクに移転するさいに、正教授としてハンブルク大学に移動した。マックス・プランク研究所の所長を定年まで勤めた。比較法学会（Gesellschaft für Rechtsvergleichung）の創設メンバーであり、会長となり、1950年から1961年までの間、8回の大会を主催した。1980年に、ミュンヘンで、87歳で亡くなった。70歳の時に、記念論文集（Vom deutschen und europäischen Recht, 1963）の献呈をうけた。

デレが1941年にボンを離れるにあたり、ボン大学の後任として、Karl Blomeyer（München）、Hans de Boor（Leipzig）、Friedrich Lent（Erlangen）を推薦したが、de Boorは55歳、Lentもすでに59歳であり、Blomeyerも、ミュンヘンから動かなかった。

そこで、若手では、Erich Bley（Graz）、Theodor Süss（Berlin）、Karl Michaelis（Leipzig）が候補となったが、結局、Bley（1890-1953）が着任したのである。Bleyは、積極的なナチス党员であった。ほかに、デレの弟子で、ケーニヒスベ

ルクに赴任していた Gerhard Schiedermaier も候補になった。1941年当時の学部長は、Eckhardtであった(のちベルリン大学に移籍)⁹⁾。

なお、ボン大学の卒業生の関係では、ほかに、父シュトル (Heinrich Stoll, 1891.8.4-1937) がいる。同人は、1821年に、ボン大学で学位をえて、1923年に、ハイデルベルク大学でハビリタチオンを取得した(後述3④の Gradenwitz 参照)。1927年に、チュービンゲン大学で、民法とローマ法の教授となった。同大学には、1901年から1929年まで、利益法学で著名なヘック (Philipp Heck, 1858.7.22-1943.6.28) がおり、民法の有力な一派をなした。シュトルは、給付障害法の大著を著している (Die Lehre von den Leistungsstörungen)。パンデクテン法学の不能・遅滞の二分体系を統合する概念を提唱した。債務不履行の統一概念を早くに提唱し、それを「給付障害」と表わした。この本は、「ドイツ法アカデミーの委託を受けて発展させた債務法改正のための考察を具体化したものである。

こうした統一概念は、戦後も生き続け、2002年の債務法現代化法にも採用された。もっとも、その前提には、Staubによる積極的契約侵害論やRabelによる不能概念の批判もあるから、統一概念が、必ずしもナチス的な性格を有するというわけではない¹⁰⁾。

シュトルは、1937年に、わずか46歳で早世した。Hans Stollは、その息子である。この親子については、別稿で扱ったことがある¹¹⁾。

(4) クンケル (Wolfgang Kunkel, 1902.11.20-1981.5.8)

ローマ法学者のクンケルについては、すでに師のレーヴィとの関係で若干ふれたことがある。1927年に、ライプツヒ大学の員外教授となり、1928年からは、

9) デレについては、Höpfner, a.a.O. S.238ff.; Bonn, S.67ff. S.69.; Caemmerer, Nachruf auf Hans Dölle, Mitteilungen der Gesellschaft für Rechtsvergleichung 18 (1981), S.4 (Ges. Sch.III, S.13).

10) Koldewey, Friedrich, Stoll, Heinrich, ADB 36 (1893), S.401f.

11) 息子の Hans Stoll について、拙稿「シュトル (Hans Stoll, 1926.8.4-2012.11.8) と比較私法学の系譜」国際商事 42巻 4号 608頁。Vgl. Avenarius, Heinrich Wilhelm Georg Stoll, NDB 25 (2013) 413.

フライブルク大学のローマ法の正教授となり、その後、1929年に、ゲッチングン大学で、プリングスハイムの後継となった。その後、1936年にボン大学、1943年にハイデルベルク大学に移り（勤務についたのは1946年からである）、さらに、1956年には、ミュンヘン大学教授となった。ここで扱うのは、ボン大学時代の経歴である。

ワイマール期のボンには、M. Wolff (1918-1921年), F. Schultz (1922-1931), Eberhard F. Bruck (1932-36, 1877-1960), Adolf Zycha (1923年以降)などがおり、刑法では、リストの弟子の Alexander Graf zu Dohna, Hellmuth von Weber (1937年から)、Hans Welzel (1952年から)がおり、公法では、Rudolf Smend (1914-1922), Carl Schmitt (1922-1928), Richard Thoma (1928年から)などがいた¹²⁾。

このうち、M. Wolff, Schultz は、移転先のベルリン大学の時代に、ユダヤ系ということから亡命したが、Bruck も、祖父母の1人がユダヤ系であったことから、1935年に、定年を強制され、1939年にオランダ、ついでアメリカに亡命した。ハーバードで教えて、戦後、ボン大学でも教え、名誉教授となった。このように、ボン大学が伝統的にユダヤ系法学者に寛容であったのは、ベルリン大学と同様に、プロイセンの王権との結びつきからである。ちなみに、皇太子時代のウィルヘルム2世 (1859-1941、位は1888-1918) も、ボン大学で学んでいる (1877-1879)¹³⁾。彼だけではなく、ホーヘンツォレルン家の王子・皇子は、みなボン大学で学んだのである。

クンケルは、このBruckの後任である（この時に後任の候補になったのは、クンケルのほか、Max Kaser, Wilhelm Felgenträgerであった）。クンケルは、当時すでにナチスの影響の強いゲッチングンを望まなかった。ユダヤ系教授との関係から、1933年以降、ゲッチングンには居づらくなっていたからである。もっとも、ボンも、もはや安住の地ではなかった。ナチス法曹連盟 (NS-Juristenbund) が、ユダヤ系に寛容な者の追放を求めていたからである。彼は、わずか

12) Bonn, S.69. なお、19世紀の著名人では、チーテルマン (Ernst Zitelmann, 1852.8.7-1923.11.28) がボンにいた。後述 3 @参照。

13) Bonn, S.181ff.; Höpfner, a.a.O., S.243.

な期間とどまったのみである。その後任には、ハンブルク大学の Erich Genzmer の名があがったが、戦争末期の混乱により、交渉は妥結するに至らなかった¹⁴⁾。

(5) その他の者

Adolf Zycha (1871. 10. 17-1948. 11. 19) は、1871年に、ウィーンで生まれた。1889年から、ウィーン大学で学び、1895年に、学位をえて、ウィーンで政府の職についた。1898年に、スイスのフライブルク大学で員外教授(サヴィニーの甥であり著名な Leo von Savigny, 1863. 6. 19-1910. 5. 10 の後任であった)、1903年に、プラハのドイツ大学の員外教授、1906年に、正教授となった。1915/16年には、学長となった。1919年に、ギーセン大学に招聘され(法制史)、1923年には、M. Wolffの後任として、ボン大学に招聘され(ドイツ法)、1932年に学長となった。大学の学則を問題視したナチスの攻撃に反対したことから解任された。妻が非アリア人であるとの人種論も原因といわれる。1937年に名誉教授となった。1948年に、87歳近くで、亡くなった。墓は、ボンの近郊ポッペルスドルフ(現在でも、近くに大学の生物学研究所と公開された植物園がある)にある。ナチス期の6人の学長のうち在任中に黨員とならなかったのは、彼とキップ(学長職の間)だけである¹⁵⁾。

以下の業績がある。鉱山法と法制史というやや特異な専門領域をもっているのが特徴である。このうち、鉱山法では、

Das böhmische Bergrecht des Mittelalters auf Grundlage des Bergrechtes von Iglau, 1900.

Die Quellen des Iglauer Bergrechts, 1900.

Die Geschichte des Iglauer Bergrechts und die böhmische Bergwerksverfassung, 1900.

また、法制史では、

14) Höpfner, aa.O. (前注6), S.244. クンケルのナチスに迎合しない行動については、すでに触れたことがある。一橋法学10巻1号87頁。また、シュルツの弟子フルーメのハビリタチオン取得に尽力したことも思い起こされる必要がある。彼らは、いわばボンの良心であったとされる。Vgl.Nörr, Wolfgang Kunkel, NDB 13 (1982), S.298f.

15) Höpfner, aa.O. (前注6), S.66f.

Grundriss der Vorlesungen über deutsche Rechtsgeschichte 1910; 5. Aufl., 1929,

Über den Ursprung der Städte in Böhmen und die Städtepolitik der Premysliden, 1914.

Zur neuesten Literatur über die Wirtschafts-und Rechtsgeschichte der deutschen Salinen. Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. 14 (1918), S.88ff. und S.165ff.

Deutsche Rechtsgeschichte der Neuzeit, 1937, (2. Aufl. 1949).

Über die Anfänge der kapitalistischen Ständebildung in Deutschland. VSWG 31 (1938), S.209ff.

Kampf der Deutschen um ihr Recht in Böhmen, 1940.

Zur neuesten Literatur über die Wirtschafts-und Rechtsgeschichte des deutschen Bergbaues. VSWG 34 (1941), S.41ff.

(6) ナチス法学者

ナチス的な法学者には、上述のC・シュミットと多数のキール学派の者が属している。個別には立ち入らず、フランクのみをとりあげる。彼は、学界への影響は大きい、学者としてよりも政治家として著名である。彼は、ボン大学との関係はなく、また実務家であったが、ナチスのドイツ法アカデミーを創設し、多数の学者を組織し、ナチスの法体系の樹立を目ざした。他の学者との関係からその影響力は無視できない。

フランク (Hans Frank, 1900. 5. 23-1946. 10. 16) は、1900年に、バーデン王国のカールスルーエ (現在、連邦憲法裁判所、連邦裁判所がある) で生まれた。父は弁護士であった。1918年に、第一次世界大戦で志願兵となり、戦後の1919年に、ミュンヘン、ウィーン、キールの各大学で法律学と経済学を学んだ。1923年に、SA (ナチスの突撃隊) に参加した。短期間、外国にいったのち、1924年に、キール大学で、法学の学位をえて、ミュンヘンに戻り、弁護士となった。1925年に結婚 (Brigitte Herbst) した。

1927年に弁護士として独立し、ナチスに入党し、その法律顧問となった。こ

の立場から、ナチスの関係する多くの訴訟を行った。1928年に、ヒトラーの指示によりナチス法曹連盟 (Bund Nationalsozialistischer Deutscher Juristen, のちに NS-Rechtswahrerbund) を創設した。1930年に、ライヒ議会議員、1933年に、バイエルン州の司法次官、のち同司法大臣となった。その行動は、ナチスの活動と密接に関連していた。ライプチヒのドイツ法曹大会 (DJT) を妨害し、ドイツ法アカデミー (Die Akademie für Deutsches Recht) を創設した。この団体は、多数の著名学者を集めて、ナチスの国家秩序による包括的な法改革を旨ざしていた。1934年から、ライヒ大臣として、州の司法行政をライヒに一元化することに努力した。第二次世界大戦勃発後、短期間兵役に服したが、1939年から、ポーランド統督 (Generalgouverneur) となった。以後の政治的な活動については、ここで立ち入る必要はないであろう。側近のヒムラーとの権限争いやその言説がヒトラーの不興をかかったことから、ドイツ国内での演説を禁じられ、アカデミー総裁や法曹連盟の長、法律顧問などの地位を失った。戦後、戦犯として、ニュルンベルク裁判の結果、絞首刑となった¹⁶⁾。

法律家としての重要な活動は、上述のドイツ法アカデミーの創設であるが、みずからが総裁となったことから、ドイツ法アカデミーでは、たびたび寄稿している。Zs. d. Ak. f. Dt. Recht, 1934-42; Jb. d. Ak. f. Dt. Recht, 1934-42.

ほかにも、かなり多数の論文がある (Nat. soz. Hdb. f. Recht u. Gesetzgebung, 1935; Rechtsgrundlegung d. nat. soz. Führerstaates, 1938; Recht u. Verwaltung, 1939; Die Technik d. Staates, 1942; Im Angesicht d. Galgens, 1953; (hrsg.) Dt. Verwaltungsrecht, 1937)。

2 ボン大学の変遷

(1) 一般的な政治状況の変化

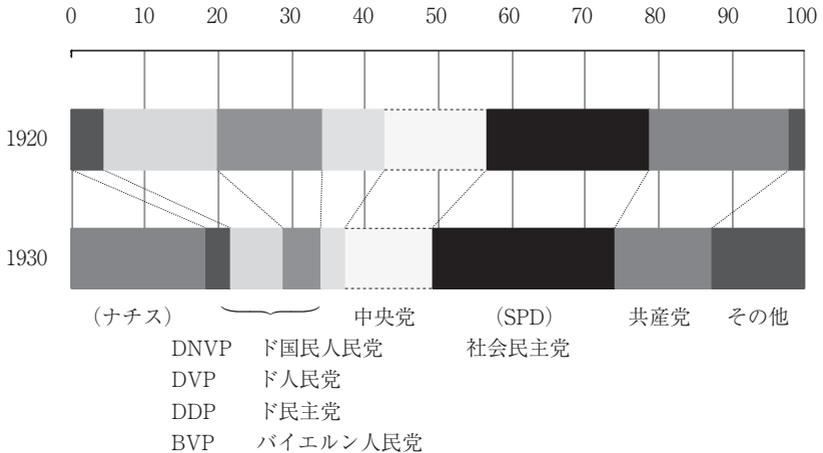
(a) 1920年と10年後の1930年のライヒ議会の構成は、以下のようであった。ライヒ議会は直接選挙によることから、州の代表からなる連邦参議院よりも、直接に時期ごとの政治勢力を反映している。すなわち、第一次大戦終結時にはゼロ

16) Schulz, Gerhard, Frank, Hans, NDB 5 (1961), S.341.

1920年（ワイマール共和国）第1ライヒ議会

1930年 第5ライヒ議会

	ナチス	BVP	DNVP	DVP	DDP	中央	SPD	KPD	その他
1920	0.0	4.6	15.5	14.2	8.5	13.9	22.2	19.2	2.0
1930	18.5	3.3	7.1	5.2	3.4	11.8	24.8	13.3	12.5



であったナチスの勢力は、10年間に2割近くなり（ただし、1928年の選挙でも、わずか2.6%である）、1933年の政権把握につながるのである。1932年7月31日の選挙で、37.4%、1933年3月5日の選挙で、43.9%となった¹⁷⁾。

(b) 本稿では、ユダヤ人解放に関する一般的な叙述は行わない。法的な状況の変遷についてのみ若干ふれるにとどめる。プロイセンにおいて、ユダヤ人解放が行われたのは、ナポレオン戦争中の1812年であった（Emanzipationsedikt, 1812）。フランス革命の影響である（フランスでは1791年）。ドイツ全体では、1871年である（ビスマルク憲法）。オーストリアで1866年、イギリスで1858年である

17) Kinder und Hilgemann, Atlas zur Weltgeschichte, II. 12.Aufl., 1977 (1984), S.148f. なお、ナチスは、1933年2月の国会放火事件後の、3月5日のライヒ議会選挙で、得票数1720万票で288議席となり、3月23日に、ワイマール憲法を骨抜きにする、いわゆる全権委任法=授權法が成立した。

から、時期的にはさほど異なるものではない¹⁸⁾。

解放後、ゲットーへの居住制限などが撤廃されたことから、形式的なユダヤ人人口は減少した。すなわち、一般の統計によれば、1871年に、人口の1.05%、1925年に、0.9%、1933年に、0.76%とされる¹⁹⁾。ゲットーなどでは把握できない相当数の人口がいるのは、その実態が不明だったからである。

ドイツでも、ユダヤ人の多くは、大都市に住んでおり、自由業（商人、医者、弁護士）に携わる者が多かった。金融や商業以外の伝統的な職業には事実上の制限があったからである。顧客との関係から、ユダヤ系弁護士も大都市に集中した。たとえば、ベルリンでは、1933年に、弁護士の54%がユダヤ系またはそれと関係ある者といわれた。郊外も含むベルリン高裁（Kammergericht）の管轄区域では、48%とされ、ライン沿岸のフランクフルト高裁の管轄区域では、45%、シレジアのプレスラウ高裁の管轄区域では、35%とされた。

伝統的にユダヤ人に寛容であったプロイセンでは、その地域全体で、弁護士の28%がユダヤ系とされ、バイエルンでも、大都市のミュンヘンでは半分を占めた。もっとも、統一前の1869年には、バイエルンの330人の弁護士のうち、18人がユダヤ系であったにすぎない。統一後に、かなり急激な増加があり、ワイマール時代には半分にまでいたったのである²⁰⁾。

なお、バイエルンでも、ユダヤ系の者の公職への参入があり、1901年には、ユダヤ系裁判官は31人、検事は10人、事務官は7人、公証人は3人であった²¹⁾。

もっとも、バイエルンでもかなり多数となった弁護士も、収入は必ずしもよくはなく、一般的な弁護士の過剰もあって、1929年に、弁護士の13%は、年に5000 DMの収入をえていたにすぎない。これは、北ドイツの弁護士よりも悪く、1931年に、44%の者は、3000 DMにも満たなかった。さらに、そうした低所得

18) Kinder und Hilgemann, a.a.O., S.62; Weber, Reinhard, Das Schicksal der jüdischen Rechtsanwälte in Bayern nach 1933, 2006. S.1ff. ただし、1814年以後の反動期には後退し、この解放がより確実になったのは、1919年のワイマール憲法の時であった。

19) Weber, ib. (前注18))。

20) Ib., S.7.

21) Ib., S.8.

の弁護士割合は、1932年には46%に増加した。6000 DM以下の者が72%とされるから、25%の者は、3000～6000 DMということになる²²⁾。

弁護士の収入を裁判官と比較すると、弁護士の収入の中間値は5000マルクとなる。1920年代のラント裁判官の年俸が9000～1万2000程度の場合が多いことから（州により異なる）、この額では、収入はおおむね裁判官の半分程度ということになる²³⁾。属人的な差異があるのは、いうまでもない。

(c) ナチスが政権を掌握した1933年には、ドイツ在住のユダヤ人は、実数でおよそ50万人であったが、これは、ユダヤ人の共同体に属した者だけの概数で、そこからはずれた者の数は明らかではない。それを加えると、10万人ほどがプラスされるといわれ、およそ当時の人口6000万人の1%を占めていた。そのうち30%は、ベルリンに住み、ほかに、フランクフルト（マイン）とブレスラウに人口の重点があった。西側では、ライン周辺、東側では、ベルリンとシレジアが中心地であった²⁴⁾。

1933年から極端な迫害が行われた結果、人口は急激に減少し、1939年には、ユダヤ人の40%（20万人）のみがドイツに残っていた。そして、1941年5月に、約17万人となった。しかし、1944年には、わずか1万5000人にすぎなかった。

ユダヤ人の多くは、商業に携わっており、1933年には、約半数が、商業と金融に、20%が工業と手工業に、10%が自由業に携わっていた。そこで、全人口との割合では、商業と金融では、ユダヤ人が5%を占め、自由業と公務員では1.6%であった。工業でも、多いのは、被服業で、2.3%であった。ただし、商業に対しては、1933年以降、大規模なボイコットが行われた。これは、前述のキップのうけた経験からも推察できる²⁵⁾。

また、公務員に対しては、公務員職の回復法（1933.3.7）は、アリア人でない公務員は停職させられるものとした（3条1項）。恩給は、10年以上勤続していたことを要件とした（8条）。祖父母の1方がユダヤ教を信仰していた場合に

22) *Ib.*, S.30.

23) Lobe, 50 Jahre Reichsgericht, 1929, S.8 (Richtergehälter 1927).

24) Azzola, Die rechtliche Ausschaltung der Juden aus dem öffentlichen Leben im Jahre 1933, in Dreier/Sellert (Hrsg.), Recht und Justiz im Dritten Reich, 1989, S.104ff. S.106.

25) *Ib.*, S.108.

は、アーリア人でないとされる(15条)。ただし、1914年8月1日に、すでに公務員であった者、みずから従軍し、父や息子が第一次大戦に従軍した者は例外とされたが(3条2項)、この例外は、しだいに縮小された²⁶⁾。

ユダヤ系公務員の処遇の実態は必ずしも明らかではない。Kregelによる Celle の高裁地区の研究によれば、全国の574人のユダヤ系裁判官と検察官は、停職を命じられたとされる(その4分の3はプロイセンの領域)。しかし、公式の Deutsche Justiz の計算では、717人の非アーリア人の公務員のうち、47%は職にあったという。しかし、後者はあまり信用できず、Celle地区の地域研究とも一致しないとされる。すなわち、近時の地域研究によれば、回復法によって、18人のユダヤ系の高官のうち15人が停職となり、3人のみが残ったにすぎない。その3人のうち2人も、のちに停職となり、1945年まで職にとどまったのは、血統4分の1ユダヤ系とされた Meyerhoff のみであり、彼は、戦後、ゲッチンゲンのラント地裁の所長となった²⁷⁾。

弁護士になることも制限された。1933年4月7日法(Gesetz über die Zulassung der Rechtsanwaltschaft)は、新規の許可を制限するだけでなく、資格の停止も含んでいた。資格の停止は、ただちに訴訟代理権を喪失させたことから、弁護士職の継続も困難になったのである²⁸⁾。

(2) ボン大学におけるナチス加入者の割合

ナチスの政治運動は、たんに反ユダヤ主義であるだけでなく、それ自身の運動の拡大をも目ざしていたから、大学においても、加入者の拡大をもたらした。以下は、ボン大学のナチスへの加入者の割合である。基本的には若年者から支持を拡大した。正教授では、11%にとどまるのに対し、私講師では、37%にもなる。また、1933年には、全体の23%にとどまったが、終戦時の1945年には、

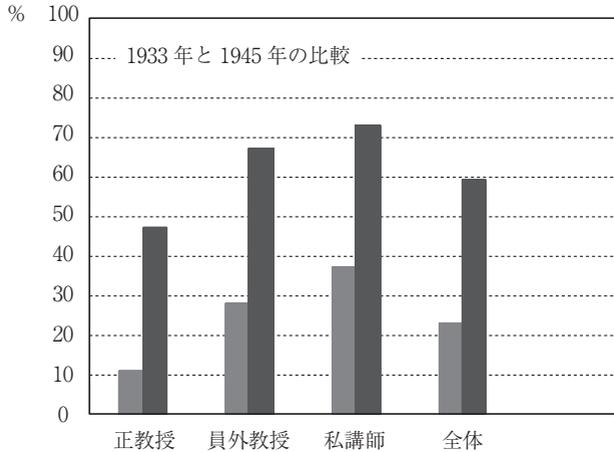
26) *Ib.*, S.110. これは、第一次世界大戦での貢献を考慮したからである。ヒンデンブルクのナチスに対するわずかな抵抗の結果であった。ビスマルク帝国において、1914年6月28日にサラエボでオーストリア皇太子夫妻の暗殺事件が起こり、8月1日にロシアに宣戦布告したことによる。

27) *Ib.*, S.110-111.

28) *Ib.*, S.111.

大学における地位との関係（ナチス組織への加入者の割合）

	正教授	員外教授	私講師	全体（%）
1933年	11	28	37	23
1945年	47	67	73	59



Höpfner, Die Universität Bonn im Dritten Reich, 1999.
 Rheinische Friedrich-Wilhelms-Universität Bonn, 1987, S.188.

59%に達した。

ただし、学部によってかなりの相違があり、カトリック神学部（ボン大学には、カトリック神学部とプロテスタント神学部があった）では、ナチス加入者の割合は、きわめて低かった。カトリック教会は、ナチスに対する抵抗勢力の1つだったからである。さらに、注目すべきことに、大学全体でも、1945年の私講師の加入は、73%にとどまり、27%は加入しておらず、正教授では、47%にとどまり、半分以上はなお加入していなかったのである²⁹⁾。もっとも、キップやダレの例をみると、役職者や何かの事件によって目立った場合は、加入しないことはむずかしかった。定年を強制されるか、クンケルのように他に去らねばならな

29) Höpfner, a.a.O., S.17f.; vgl. Bonn, S.188.

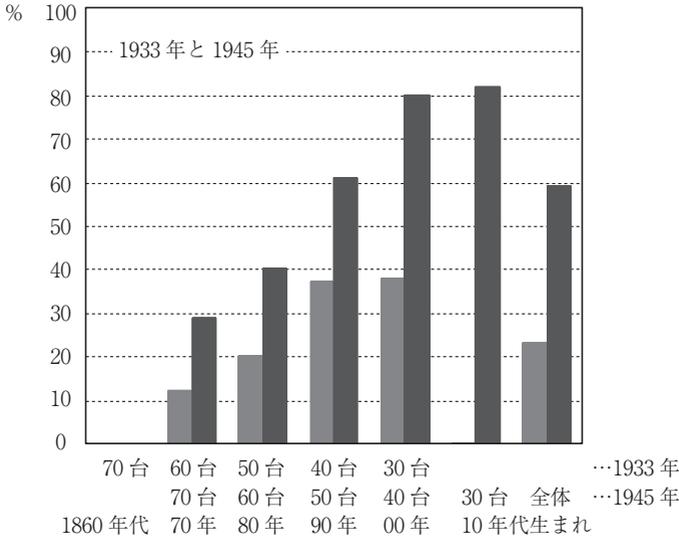
年齢との関係（ナチス組織への加入者）

(生年)

(%)

	1860-69	1870-79	1880-89	1890-99	1900-09	1910-19	全体
1933年	0	12	20	37	38	0	23
1945年	0	29	40	61	80	82	59

Höpfner, S.17.



かったのである。

若手に比較的加入者が多いのは、以下の生年ごとの区分でも同じである³⁰⁾。1933年に、生年が1890年から1909年の者が37%と38%である。たとえば、1900年生まれであれば、1933年には、33歳であり、1890年であれば、43歳ということであり、1945年に、彼らは、それぞれ45歳と55歳である。1910年から1919年生まれの者では、加入率は82%にもなるが、1910年に生まれた者は、1945年に35歳であるから、45歳以下では、8割を超えていたことになる。こうした大学の雰囲気から、戦後の碩学ケメラー（von Caemmerer, 1908-1985）や

30) Ib., S.17

フルーメ（Flume, 1908-2009）のように、戦争中、民間企業に就職した例もあったのである。

なお、1933年に、1910年代に生まれた者は、まだ学生であったから、教授陣の構成員としては現れていない。また、1860年に生まれた者は、1945年には、すでに85歳を超えているから、これも構成員には現れてこないのである。

（3）19世紀末からのユダヤ系法曹の変遷

(a) ドイツ全土におけるユダヤ系法曹の詳細は、必ずしも明確ではない。西地域で、戦後の検討が進んでいるが、東地区では遅れており、西地域でも、ラントや小地域ごとの研究の段階にとどまっているからである。また、算定の基礎となる要素自体（たとえば、ユダヤ系の意味や集計方法）が必ずしも確定しえないことから、単純に合算することもできないからである。

プロイセンでは、伝統的にユダヤ系法曹の割合が高かった。ベルリンとシレジアに大きな人口の集団があったからである。ドイツ統一の翌年の1872年において、各10万人の人口あたり、ユダヤ系の弁護士は、23,95人であり、プロテスタントの10,28人や、カトリックの9,96人を凌駕していた。もっとも、公職につくには、法律上よりも、事実上の制約があったことから、裁判官は、それぞれ2,87人、20,29人、11,53人と逆転した。しかし、法曹志望者であるレフェレンダーでは、36,4人、6,39人、4,82人であったから、ユダヤ系法曹は、将来的にはいっそう拡大することが予想されたのである³¹⁾。

実際に、この傾向は、連邦弁護士法（RAO, Rechtsanwaltsordnung, RGBl. 1878, 177）の制定後、いっそう強まり、1870年から1880年には、ユダヤ系弁護士は、7,3%から27,4%になり、裁判官でさえも、3,8%から4,2%になったのである。その結果、1904年に、ユダヤ人共同体に属する者だけでも、プロイセンの裁判官では、191人、弁護士で287人を超えた。弁護士には、共同体外の者も多数おり、この弁護士の中には、積極的契約侵害で著名なシュタウブもいた。と

31) Deutscher Anwaltverlag, Bonn, Jüdische Rechtsanwälte im Dritten Reich, Dokumentation der Veranstaltungen des Bonner-Anwaltverein vom 23. Okt.1992 zum Gedenken an das Schicksal der jüdischen Rechtsanwälte, 1994, S.23.

りわけ、大都市に集中する傾向があったことから、1879年でも、ベルリン高裁の管轄区（Kammergerichtsbezirk）の弁護士の半分がユダヤ系もしくはその関係者であったともいわれる³²⁾。

ワイマール期には、法律上の障害だけではなく、事実上の障害も減少したことから、1933年当初に、プロイセンの裁判官の7%、401人がユダヤ系であった。この割合は、ベルリンではもっと高く15%、フランクフルトとブレスラウでも10%弱であった³³⁾。

弁護士は全体的な過剰傾向から、一時減少したが、それでも、1925年には、26.6%がユダヤ系弁護士であり、2208人となった。さらに、1933年には、28.5%で3370人となった。

(b) このように、法曹は、医者と並んでユダヤ系職業人の多い分野であり、ドイツ弁護士会の会員でもほぼ半分は、ユダヤ系もしくはその関係者であったとされる。こうして、ユダヤ系の司法関係者は、学界、裁判官と検察官にもかなりの割合を占めていたのである。ワイマール期には、ライヒ大審院にも進出した。さらに、ナチスが彼らを敵視するには、もう1つ理由があった。彼らは、政治的にも文化的にも積極的であり、多くは、社会民主党かドイツ人民党の支持者であった³⁴⁾。

もっとも、地域による差異も大きく、バイエルンの地域研究では、そこでのユダヤ系司法官（裁判官と検事その他）は、ワイマール期を通じてさほど増加していない。すなわち、その前の1901年と1919年の間では、あまり変わらない。51人程度であった。もっとも、1920年に、62人、1921年に69人、1922年に、69人と、微増している。しかし、1925年に、2.85%で51人、1932年に、2.72%で46人と、かえって減少している。反ユダヤ主義的な反動によるものとされる。ただし、1933年前であり、それが直接ナチスの影響によるものかどうかは必ずしも明らかではない³⁵⁾。

32) Ib. (Podiumsdiskussion, Vortrag, Krach, S.23ff.)

33) Azzola, aa.O. (前注24), S.111; Deutscher Anwaltverlag, aa.O., S.24.

34) Redeker, Erinnerung und Gedenken-Schicksale deutscher Juristen jüdischer Herkunft nach 1933, NJW 2005, 564. この時期のライヒ大審院の著名な判決によれば、良俗の概念は、ナチスの世界観に即して解される (RGZ 150, 1)。

（4）法曹の亡命

1933年のナチスの政権獲得後、国外に亡命する者が増大した。その概数については、前述したことがあるので繰り返さない。ただ、その全容や詳細は、いまだ明確ではない。地域ごとの研究が行われており、以下では、ハンブルクの弁護士³⁵⁾の亡命についてふれるにとどめる³⁶⁾。地域ごとに異なる場合があることはいうまでもない。

全国規模では、1936年は、ベルリンで行われた第11回オリンピック開催の時期であり、亡命数は減少したとされているが、ハンブルクでは、むしろ1935年よりも増加している。公式の亡命数には、政策による増減が反映されている。1934年、1935年は、亡命の抑制策が強化された時期であり、1938年以後増加したのは、追い出しの方向に政策が転換されたからである。1940年以降は、再度、抑制策が強化された³⁷⁾。

亡命先では、ヨーロッパ以外では、1933年まで、パレスチナが多かった。他国は、亡命者をあまり受け入れなかったからである。1933年の段階では、フランスが多かった。これは、弁護士となるための国家試験の関係からである。フランスでは、必須となる3年の実務を1年でし、資格(licence en droit)がとれたからである³⁸⁾。また、ビザが不要で、語学が近いことから、オランダも好まれた。スカンジナビアは少ない。スイスも、人種は、亡命(Asyl)の理由にはならないとされたことから、多くはない。1938年には、オーストリアが併合され、1939年9月には、第二次世界大戦が勃発し、1940年には、フランスも占領された。しかし、当初イギリスも制限的であり、その他の国も必ずしも多くはない。

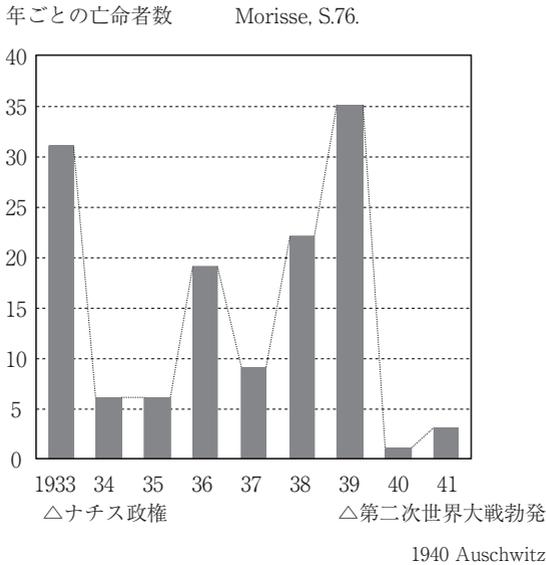
35) Weber, aa.O. (前注18)), S.12. なお、時代的な順序としては、ナチスの結成が、1919年のミュンヘンとされ、1923年にミュンヘン一揆をおこし、1932年4月に、プロイセンで第一党となり、1933年1月に、ヒトラー内閣が成立し、同3月に授權法が成立している。この間、世界恐慌は、1929年10月24日に発する。バイエルンは伝統的にカトリックの強い地域であるが、ナチスの浸透も少なくなかったのである。

36) Morisse, Jüdische Rechtsanwälte in Hamburg, Ausgrenzung und Verfolgung im NS-Staat, S.78.

37) 本誌12巻1号83頁。簡単に、Azzola, aa.O. (前注24)), S.147ff.

その場合の根拠規定は、Verordnung des Reichspräsidenten zum Schutz von Volk und Staat, 1933. 2. 28. であった。Azzola, ib, S.41.

38) Morisse, aa.O. (前注36)), S.79.



アメリカは、比較的遅く亡命先となった。すなわち、ヨーロッパでの亡命先が減少するにつれて、南北アメリカやその他（南アフリカ、上海）への亡命が増えたのである³⁹⁾。

さらに、戦後の帰国については、ドイツに帰国したのは、132人の弁護士のうち、14人（6.5%）にすぎなかった。定着がうまくいった場合には帰国する必要はなく、精神的にも帰国は望まれなかったからである（Land der Mörder）。高齢で亡命し、また亡命期間が長かったことから、亡命先で死亡した例もある。ま

39) Morisse, a.a.O. (前注36)), S.92.

た、ドイツ側からも、帰国のための努力はされなかったのである⁴⁰⁾。著名な亡命法学者でも、ラーベルは、戦後に帰国したが、プリングスハイムは、イギリスとドイツに半分ずつ暮らした。M. ヴォルフは帰国しなかった。帰国した弁護士では、イギリス占領地区の最高裁の長官となった Ernst Wolff がいる⁴¹⁾。

3 ユダヤ系法学者の補遺ほか

以下は、別稿「ユダヤ系法学者」（一橋法学 11 巻 3 号）の補充を目的としている。別稿では、おもに 19 世紀後半から 20 世紀の前半に活躍した法学者を扱った。本稿では、もっと古い 19 世紀の前半から中葉の法学者をおもに対象としている（Gans, Glaser, Gradenwitz, Landsberg などである）。ただし、19 世紀後半の法学者も包含されている（Jacobi）。

19 世紀は、歴史法学の時代であったが、その展開には曲折がある。サヴィニーは、ローマ法の把握と民族精神という一見矛盾した主張を行い、その理解については、多様なものがあつた。一端は、法史の研究に向かい、他の一端は、解釈学に向かった。「現代ローマ法」という矛盾した用語がこれを示している（Savigny, *Das System des heutigen römischen Rechts*, 8 Bde, 1840/1849）。矛盾を統合することは、技術的にはむずかしかったのである。

ユダヤ系法学者は、すぐれた解釈学者であっても、サヴィニーの思想への無批判の信奉者であつたことはない。Gans のように強烈ではなくても、Dernburg やのちの Rabel などともそうである。いたずらに、法史的研究を現代法に混在させることはなく、実務にそくして解釈学の体系を構築するか、あるいはローマ法の古典的概念を批判した。こうした態度は、彼らが、歴史法学の技術は会得したが、その精神は必ずしも受け継がなかつたからである。また、彼らは、みずからが思想家であることが多く、どちらかというとならば法の技術者であろうとしたキール学派と対照的である。もっとも、歴史法学もその末期には、ほとんどが解釈学となり、

40) Morisse, aa.O. (前注 36)), S.99. また、敗戦直後のドイツには、帰国するほどの魅力もなかつたのであろう。Azzola, aa.O. (前注 24)), S.193ff. も、1945 年以降の帰還について、一般に消極的であり、60% は断念したとする。

41) 拙稿・本誌 12 巻 3 号 95 頁。

純粹ローマ法の探求である法史学とは分裂した（古典ローマ法と現代ローマ法の決別）。「民族精神」も、たんなる建前に化した。しかし、ユダヤ系法学者は、そうした傾向を先取りしており、ドイツ民法典の成立時期には、歴史法学を追い越したのである。彼らの中から、ドイツ民法典の体系批判者が出たことは不思議ではない（Rabel, Staub など）⁴²⁾。

なお、19世紀後半に活躍したヴォルフスゾーン（Wolffson, 1817. 1. 19-1895. 10. 12）は、シュタウプと同様に、ユダヤ系弁護士であり、法学者ではない。BGB 制定の第2委員会に属し、この委員会では、唯一の常任の弁護士代表となったことから、別に扱う。

19世紀のベルリン大学は、プロイセン王権との結合（およびその伝統）から、ユダヤ系法学者の牙城であり、彼らの多くは、ここを目標とした（古くは Dernburg, L. Goldschmidt, のちには、Rabel, Schulz, Pringsheim など）。他の法学者、たとえばゲッチンゲン大学のイエーリングやライプチヒ大学のヴァイントシャイトが必ずしもそうでなかったのとは異なる。ドイツはラントによって分権的であり、大学においても、必ずしも直線的な上下の関係はないからである。

3で扱うのは、以下の者である。

① Friedrich Julius Stahl (1802. 1. 16-1861. 8. 10) は、公法学者で、ベルリン大学教授である。

② Glaser (1831. 3. 19-1885. 12. 26) は、ウィーン大学教授で、のちオーストリア司法大臣、検事総長などを歴任した。

③ Friedberg (1837. 12. 22-1910. 9. 7) は、法史、教会法学者であり、文化闘争でビスマルクを支えた。

④ Gradenwitz (1860. 5. 16-1935. 7. 7) は、法史、パピルス学者であり、ハイデルベルク大学教授。

⑤ Landsberg (1860. 10. 12-1927. 9. 29) は、著名な法史学者であり、ボン大学教授である。

42) ユダヤ系法学者の多くは、ドイツ民法典の体系の変革者となったから（Staub, Rabel を代表とする）、19世紀のユダヤ系法学者を検討することは、20世紀における変革の先駆者を探す点でも意義を有している。

⑥ Preuss（1860.10.28-1925.10.9）は、公法学者で、ワイマール憲法の起草者である。

⑦ Jacobi（1884.1.15-1965.4.5）は、ライプツヒ大学教授。

⑧ Engländer（1880.1.25-1933.1.8）は、ライプツヒ大学教授。

⑨ Mendelssohn Bartholdy（1874.10.25-1936.11.29）は、ハンブルク大学教授で、ワイマール時代に、国際連盟などで活躍した。

さらに、ユダヤ系というわけではないが、ボン大学との関係で、ランズベルクと同時代人の⑩チーテルマンにふれる。

① シュタール（Friedrich Julius Stahl, 1802.1.16-1861.8.10）

1802年に生まれ、当初の名はJulius Golsonであった。1819年に、ルター派のプロテスタントに改宗するとともに改姓した。

1827年からミュンヘン大学私講師、ヴェルツブルク、エルランゲン各大学の教授を歴任し、1840年以降ベルリン大学教授となった。おもな分野は、法哲学であり、著書に「法哲学」2巻（1830/37）がある。当時なお有力であった自然法論の合理主義的思考を排して、観念論的ロマン主義哲学者のシェリング（Schelling, 1775-1854）の影響を受けて、非合理主義哲学、キリスト教的世界観にもとづく国家理論を展開したとされる。法治国家概念では、モール（Robert von Mohl, 1799.8.17-1875.11.5）とO・マイヤー（Otto Mayer, 1846.3.29-1924.8.8）の中間をなしている（前述V 20参照）。

その神学的国家理論は、長くプロイセン保守派の理論的な基礎となり、さらに19世紀後半のドイツの立憲政治にも大きな影響を与えた。1849年以降、プロイセンの第一院の議員や貴族院議員を歴任した⁴³⁾。著名な公法学者であり、本稿であまり立ち入る必要はないであろう。

② グレーザー（Julius Anton Glaser, 1831.3.19-1885.12.26）

グレーザーは、ボヘミアのPostelberg（Saazer郡）で、1831年に生まれた。彼の父は、両親から商人になるように定められたが、妻の持参金によって商売をすることを望まず、同じボヘミアの都市Leitmeritzにいった。そこで、息子の

ユリウスも同地のギムナジウムに通った。少年時代に、カトリックに改宗した。

ウィーン大学、チューリヒ大学(1848/49)で、哲学と法律学を学び(Geibの指導)、学位論文(Vergeltung und Strafe)を書いて、1849年に哲学博士となった。1851年に、イギリスに旅行し、論文(Das englisch-schottische Strafverfahren übersichtlich dargestellt zur Vergleichung mit der französisch-deutschen, namentlich der österreichischen Legislation)を書いた。この年、ベッカーリアの「犯罪と刑罰」(Ueber Verbrechen und Strafen)を翻訳した。1854年には、論文(Geschichte des Schöffenwesens im deutsch-österreichischen Strafprozeß)によりハビリタチオンを取得した。ウィーン大学で、私講師となり、1856年に、員外教授、1860年に、正教授となった。

ちょうどオーストリアでは、Thunによる改革の時期であった。このThunは、1849年に、オーストリアの文化・教育相となり、1860年まで、教育改革を行った。改革は、Franz Serafin Exner(1802.8.28-1853.6.21)の提案にもとづくものであるが、これにより、オーストリアの大学自治(Hochschulautonomie)が認められ、ウィーンに学術アカデミーが設立された。寛容の精神により、プロテスタントとユダヤ教の学者も大学に職をもてるようになり、広く外国人の学者も招聘できるようになった。1855年には、公法学者のシュタイン(Lorenz von Stein, 1815.11.18-1890.9.23)や、私法学者でユダヤ系のウンガーも、ウィーン大学に招聘されている(ウンガーはのちオーストリア最高裁の長官)。

43) 著名な公法学者であり、文献も多い。Landsberg, Stahl, Friedrich Julius, ADB 35 (1893), S. 392; Sinzheimer, Jüdische Klassiker der deutschen Rechtswissenschaft, 1953, S.9ff.; Heinrichs, Franzki, Schmalz, Stolleis, Deutscher Juristen jüdischer Herkunft, 1993, S.59ff. ハインリヒスほか・ユダヤ出自のドイツ法律家(森有監訳・2012年)85頁(小野寺邦広)、Kleinheyer und Schröder, Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, 1996, S.382f., 小林孝輔監訳・ドイツ法学者辞典(1983年)270頁(佐々木高雄)。

なお、若干R.モールに関する補遺をしておく(13巻2号43頁)、その息子の、O.モール(Ottmar von Mohl, 1846.1.17-1922.3.23)は、1846年に、チュービンゲンで生まれ、チュービンゲン大学で法律学を学び、1868年に、第一次国家試験に合格、ハイデルベルク大学で学位をえた。1887年から3年、日本のお雇い外国人となった。帰国後は外交官であった。孫(Waldemar Arthur von Mohl, 1885.9.6-1966.3.1)は、内務省の高官や地方長官となった。GND: 117090697; Angermann, Mohl, NDB 17 (1994), S.692ff.; Marquardsen, Mohl, ADB (1885), S.745f.

グレーザーは、オーストリアの司法省で、出版法や刑訴法の草案作成に関与しただけでなく、種々のラントの8つ以上の草案を作成した。下院の委員会でも、活動した。その成果の一部は、1868年の著作（Zur Reform des Strafprocesses）に現れている。また、刑事実体法の改革にも関与した（Hye, Rizzyなどとの共同作業）。1866年には、チューリヒ政府の要請で、Benzのカントン刑法草案の鑑定も行っている。1871年の著作に、Studien zum Entwurf des österreichischen Strafgesetzesがある。

同年、Adolf Auersperg内閣から、司法大臣に任命された。種々の法改正に貢献したが、1879年に、AuerspergとUngerが閣外に去った後も、Stremayerの臨時政府にとどまった。Taaffeの政権から、破棄院の検事総長（Generalprocurator am Cassationshof）に任じられた。1883年には、Beiträge zur Lehre vom Beweis im Strafproceßを著した。1885年12月26日に、8日間、肺炎を患った後亡くなった。オーストリアのレオポルド勲章をうけ、ウィーン大学は、記念のレリーフを建てた。墓碑には、ウンガーによる銘が掘られた⁴⁴⁾。1872年に、ウィーン大学で、彼の後継となったのは、Adolf Merkel（1836.1.11-1896.3.30）であった（1874年にシュトラスブルク大学）。

③ フリードベルク（Emil Albert Friedberg, 1837.12.22-1910.9.7）

フリードベルクは、1837年に、西プロイセンのKonitzでキリスト教に改宗したユダヤ系の家系に生まれた（ルター派プロテスタント）。1856年にベルリン大学で、1857年にハイデルベルク大学で法律学を学んだ。1861年に、ベルリン大学で国家と教会に関する法史的論文で学位をえて（De finium inter ecclesiam et civitatem regundorum iudicio quid medii aevi doctores et leges statuerint, 1861）、1862年にハビリタチオンを取得し（Nr. 50）、ベルリン大学で私講師となった。1865年に、ハレ大学で員外教授となった。

1868年に、フライブルク大学で正教授となり、1869年には、ライプチヒ大

44) Benedikt, Glaser, Julius, ADB 49 (1904), S.372ff.; Sinzheimer, a.a.O., S.127ff. のほか、未亡人による著作目録 Julius Glaser, bibliographisches Verzeichniß seiner Werke, Abhandlungen, Gesetzentwürfe und Reden, 1888がある。

学に移籍した。生涯そこにとどまり、教会法の研究で世界的に著名となった。カノン法大全 (Eine neue kritische Ausgabe des Corpus Iuris Canonici, 1879/81, 改訂 1955/59) の批判的テキストを編纂し、これは今日でも標準テキストとなっている。多数回学部長となっている (1873/74, 1881/82, 1886/87, 1891/92, 1895/96, 1906/1907)。1874年に、ヴェルテンベルクの貴族となり、1881年に、枢密顧問官の称号を取得し、1896/97年ライプツヒ大学の学長となった。1897年に、ライプツヒの名誉市民となった。

国家と教会の闘争にさいし、彼は、国家の側に立って重要な役割を果たした。文化闘争 (Kulturkampf) は、統一への障害と反政府運動への危惧から行われたカトリック教会に対するビスマルクの弾圧政策であるが、彼はビスマルクの側に立ったのである。そして、このテーマでは、多くの著作を著し、とくに Die Gränzen zwischen Staat und Kirche und die Garantien gegen deren Verletzung, 1872 が著名である。1872年のプロイセン教会法の制定に関与し、影響を与えた。1864年から、Richard Wilhelm Dove とともに、教会法雑誌 (Zeitschrift für Kirchenrech) の編集をした (1890年まで)。

彼は、ライプツヒ大学、とくに法学部の歴史を書くことに貢献し、これは、1909年に、大学の500年祭に役立った。Die Leipziger Juristenfakultät: ihre Doktoren und ihr Heim, 1409-1909 (Festschrift zur Feier des 500jährigen Bestehens der Universität Leipzig). 単著もある。Das Collegium Juridicum. Leipzig 1882.

祝賀論文集 Festschrift Emil Friedberg zum 70. Geburtstag, 1908 が出されている。1910年に、ライプツヒで亡くなった⁴⁵⁾。

業績は多い。学位論文の時から、教会法を専門としている。夫婦関係の論文もこれに関するものである。

Ehe und Eheschließung im deutschen Mittelalter, 1864.

Das Recht der Eheschließung in seiner geschichtlichen Entwicklung, 1865.

45) Erler, Friedberg, Emil. NDB 5 (1961), S.443f; Heinrichs, a.a.O., S.283ff (Link). ハイブリッド・前掲書 (前注43) 433頁 (森有)。Professorenkatalog der Universität Leipzig (http://uni-leipzig.de/unigeschichte/professorenkatalog/leipzig/Friedberg_820/).

Die evangelische und katholische Kirche der neu einverleibten Länder in ihren Beziehungen zur preußischen Landeskirche und zum Staat, 1867.

Die preußischen Gesetzentwürfe über die Stellung der Kirche zum Staat, 1873.

Der Staat und die Bischofswahlen in Deutschland, 1874.

教会法に関するテキストは、広く用いられた。

Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 1879. 2. Aufl. 1884.

Quinque compilationes antiquae, 1882.

Die geltenden Verfassungsgesetze der evangelischen deutschen Landeskirche, 1885.

一般法史的なものとして、

Aus deutschen Bußbüchern, 1868.

Die Geschichte der Zivilehe, 1870.

Johannes Baptista Baltzer, 1873.

プロイセン法の発展に関する著作もある。

Zum Gedächtniß an Ferdinand Wilhelm Ludwig Bornemann: Vortrag gehalten in der juristischen Gesellschaft zu Berlin am 20. Februar 1864.

Suarez, Bornemann und Koch, 1875.

解釈学にも通じ、普通商法典や手形法の解説もある。

Allgemeines deutsches Handelsgesetzbuch-Allgemeine deutsche Wechselordnung-Nebst den ergänzen Reichsgesetzen-mit ausführlichem Sachregister.

④ グラデンヴィッツ (Otto Gradenwitz, 1860. 5. 16-1935. 7. 7)

(1) グラデンヴィッツは、1860年に、シレジアのブレスラウでユダヤ系の家庭に生まれた。ワイマール憲法の起草者であるプロイス (Hugo Preuss, 1860. 10. 28-1925. 10. 9) と同年の生まれである。父は、金融業者であった。ブレスラウの Maria-Magdalenen ギムナジウムでは、数学に興味をもった。教師から数学を学ぶように勧められたが、彼は法律学を選んだ。

ブレスラウ、ベルリン、ハイデルベルク、ライプチッヒの各大学で、法律学を学んだ。1879年に、第1次国家試験に合格し、1880年に学位をえた。シュトラスブルクで兵役を果たし、ハイデルベルク大学のベッカー (Ernst Immanuel Bekker) の勧めをうけ、1885年に、ベルリン大学のベルニスの下でハビリタチオンを取得した。1887年に、ハビリタチオン論文 (Interpolationen in den Pandekten) が公刊され、法史学の大家 T・モムゼンの興味をひいた。モムゼンは、彼にローマ法源の包括的な語彙索引である *Vocabularium iurisprudentiae romanae* の準備作業を任せ、彼は1896年まで、この作業に携わった。

1890年に、グラデンヴィッツは、ベルリン大学で員外教授となった。しかし、従来の辞書的なローマ法の教育に不満をもち、また、昇進の見込みがないことから、1895年に、ケーニヒスベルク大学の予算内の員外教授となり、1896年には、そこで正教授となった。しかし、その講義では、ローマ法の研究から離れ、現行法としての民法のみを対象としたことから、ケーニヒスベルクでの10年は、流罪のようであったと回想している。彼の興味は、古典ローマ法にあったのである。

1907年に、シュトラスブルク大学に移籍し、翌年、ハイデルベルク大学に招聘された。1910年に、ハイデルベルクの学術アカデミーの創設会員となった。パピルス文書の法律的解釈では、碩学モムゼンと対立することもあった。1918年に、彼は、パピルス協会 (Papyrus- (Rechtshistorische) Institut) を設立し、1925年に、テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) の目録を作成した。また、ギリシア語のパピルス文書の逆引き目録 (eidelberger Konträrindex) も作成した。Laterculi vocum latinarumをまとめる作業は、文献学者の Hermann Diels (1848-1922) により称賛された⁴⁶⁾。

1929年に、Regula Sancti Benedicti (6世紀のベネディクト修道院の規則集) をパンデクテンの批判的方法により扱った成果を公刊した (Die Regula Sancti Benedicti nach d. Grundsätzen d. Pandektenkritik, 1929)。多くの学問領域に貢献したが、今日では、ローマ法の領域の業績の方が著明である。ハイデルベルク

46) Franke, Diels, Hermann Alexander, NDB 3 (1957), S. 646f.

時代の弟子に、シュトル（Heinrich Stoll, 1891. 8. 4-1937. 6. 19）がいる。

解釈学では、Ungültigkeit obligatorischer Rechtsgeschäfte, 1887.

Anfechtung und Reurecht beim Irrtum.

Wörterverzeichnis zum Bürgerlichen Gesetzbuch, などにとどまる。

Natur u. Sklave b. d. naturalis obligatio, in: Festgabe J. Th. Schirmer, 1900. も、
 奴隷の債務の自然債務性に関するものである。

(2) 1928年にハイデルベルク大学を定年となり、ベルリンに引っ越したが、
 その後もパピルス学者として研究を進めた。その方法や技術は、今日でもローマ
 法の研究と法律的なパピルス学に貢献している。80年代から盛んになったイン
 テルポラチオ研究とテキスト批判にもとづいている。多くの旅行をし、外国の学
 者につきあった。その死亡まで、ベルリンとローマを往復した⁴⁷⁾。

ケーニヒスベルク大学の法学部と、ベルリン大学の哲学部は、1930年に、名
 誉博士号を与えた。1935年に、ベルリンで亡くなった。

Einführung in die Papyruskunde, 1900.

Index zum Theodosianus, 1925.

Interpolationen in d. Pandekten, 1887.

Volksspruch u. Kunstregel b. d. Konsumption, Aus röm. u. bürgerl. Recht, Fest-
 gabe E. I. Bekker, 1907.

Die Stadtrechte v. Urso-Salpena-Malaca, in Urtext u. Beischr, SB d. Heidel-
 berger Ak. d. Wiss., 17. Abh., 1920.

⑤ ランズベルク（Ernst Landsberg, 1860. 10. 12-1927. 9. 29）

ランズベルクは、1860年に、ラインラントのStolbergで生まれた。父Elias
 (1820-88)は、ユダヤ系の商店主（その父も商人で、Lazarus、母は、Caroline
 Derenburg）。母は、Clara（その父は、マインツの銀行家、August Bamberger

47) 自伝, Otto Gradenwitz, Die Rechtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellungen
 (hrsg. von Planitz. Meiner, 1929), Bd 3, S. 41ff. があり、ほかに、Koschaker, Otto Graden-
 witz †, SZ (RA) Bd. 56 (1936), S.IX-XII; Kießling, In memoriam, SZ (RA), Bd. 56
 (1936), S.418ff.; Kaser, Gradenwitz, Otto, NDB Bd. 6 (1964), S.702 f.; Gradenwitz, Otto,
 NDB Bd. 13 (1982), S.164 (Robert René Kuczynskiに関する記事)。

(1790-1858)、母は、Amalie Bischoffsheim)、父方の親戚に、著名な民法学者のデルンブルク (Heinrich Dernburg, 1829.3.3-1907.11.23) がいる。また、ドイツ銀行の創設者の1人である Ludwig Bamberger (1823-1899) は、その伯父である。

20歳になる前に、法律学の勉学を終え、その後は、ドイツ法史を学び、国法学の私講師となった。ボン大学において、ハビリタチオンを取得した最初のユダヤ人である。1877年に、員外教授、1899年に、ボン大学において、正教授となった。法学部長に複数回なり、1914/15には、学長ともなった。19世紀後半に、ボン大学は、ベルリン大学と並んでユダヤ系法学者の牙城となった。ランズベルクは、自分の専門だけではなく、フランスの文化、語学にも秀でた。1911-18年には、ボンの市議会でも議員となった。

1896年3月に、36歳の時に、17歳年下の Anna Silverberg と結婚した。息子 Erich は、志願して第1次大戦に参加し亡くなった。1927年に、ランズベルクは、ボンで亡くなった。66歳であった。

最大の功績は、Johann August Roderich von Stintzing (1825-1883) の著作 *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, 2 Bände, 1880-1910 を改定したことである。これは、現在 Stintzing und Landsberg, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, I, 1880 として知られている (1978年に復刻版が出ている)。法学史上の人と業績を検索するためには、現在でも不可欠の文献となっている。

また、解釈学では、*Das Recht des bürgerlichen Gesetzbuchs*, 1904 がある。

妻の Anna は、ナチスのテロで倒れた (1878-1938)。息子の Paul Ludwig は、著名な哲学者であり、1928年から1933年の間、ボン大学に勤めたが、ナチスの政権掌握後、ユダヤ人であることから、追放された。パリとバルセロナで仕事を再開したが、スペインの内乱にさいし、フランスに戻り1943年に逮捕された。

48) Siebels, Ernst Landsberg (1860-1927); *Ein jüdischer Gelehrter im Kaiserreich*, 2011. 近時のモノグラフィーによる詳細な研究である。G. Dilcher, Landsberg, Ernst, NDB. Bd 13, 1982, S. 511 f.; Rechts- und Staatswissenschaftliche Fakultät der Rheinischen Friedrich-Wilhelms Universität in Bonn (hrsg.) Ernst und Anna Landsberg-Stiftung. *Gedächtnisschrift für Prof. Dr. Ernst Landsberg (1860-1927)*, Frau Anna Landsberg geb. Silverberg (1878-1938), Dr. Paul Ludwig Landsberg (1901-1944), 1953.

1944年に、ザクセンハウゼンの強制収容所で亡くなった⁴⁸⁾。

⑥ プロイス（Hugo Preuss, 1860. 10. 28-1925. 10. 9）

プロイスは、1860年に、ベルリンでユダヤ系の穀物商の家庭に生まれた。父は、Levin (Louis, ca. 1821-62)、母は、Minna (geb. Israel, 1826-99) であった。1879年から、ベルリン大学とハイデルベルク大学で、法律学を学んだ。1883年に、ベルリン高裁（Kammergericht）で、第1次国家試験に合格し、同年、ゲッティンゲン大学で、ローマ法の論文で学位をえた（Eviktionsregreß des in possessorio unterlegenen Käufers）。1886年に、学者になるために、司法修習を辞した。1889年に、ベルリン大学で、国法学の論文によりハビリタチオンを取得した（Gemeinde, Staat, Reich als Gebietskörperschaften, Nachdr., 1968）。論文は大きな反響をえたが、彼が、洗礼をうけず、リベラルなジャーナリズムや政治に関与したことから、ベルリン大学では、長く公法の私講師にとどまった。1891年に、ベルリンのユダヤ協会（Berliner jüdischer Verein）の会員となった。1906年に、新設のベルリン商科大学（Handelshochschule Berlin）の教授となり、1918年に学長となった。この大学は、ベルリンの商人組合（Berliner Kaufmannschaft）により設立された。

ギールケの影響をうけ、有機体的な国法理論（organische Staatstheorie）を唱え、ゲノッセンシャフトの理論を支持した。自律的行政（Selbstverwaltung）の概念では、ナポレオン戦争後の改革者のシュタイン（Heinrich Friedrich Karl Freiherr von Stein, 1757. 10. 25-1831. 6. 29）の影響をうけた。シュタインは、1807年に、農奴の解放を行い、営業の自由、行政改革、教育の刷新などに功があり、その自由主義的な改革は、ハルデンベルク（Karl August Fürst von Hardenberg, 1750. 5. 31-1822. 11. 26）に引き継がれた。

1895年に、ベルリンの都市議会の議員となり、1910年から18年の間は、ベルリン市の名誉参事会員（Berliner Magistratsmitglied, 社会民主党の推薦）であった。1918年に、自由DDPの創設メンバーとなった。1919年から25年の間は、プロイセンのラント議会の議員となった。

1918年の11月、ライヒ内務省の次官（Staatssekretär）となり、新たなライ

ヒ憲法の起草を委託された。同じく委託をうけたM・ウェーバーは、これを固辞した。1919年2月に完成した憲法は、1848年の憲法（Paulskirchenverfassung）に酷似しているとの批判をうけたが、大きな修正を経ることなく、ワイマール憲法となった。彼の出自から、ナチスは、後にワイマール共和国と憲法が非ドイツ的であると主張することになったが、ワイマール憲法48条の非常事態条項（Maßnahmen bei Störung von Sicherheit und Ordnung）は、1933年のナチスの政権獲得後に、ワイマール憲法の破壊に利用された。

シャイデマン内閣の中で、1919年2月から6月まで、ワイマール共和国の初代内務大臣となった。1925年に、ベルリンで亡くなった。家族の墓は、Urnfriedhof Gerichtstraße（Berlin-Wedding）にある。エルフルトの連邦労働裁判所の場所は、彼にちなんでプロイス広場（Hugo-Preuß-Platz）と呼ばれている⁴⁹⁾。

なお、のちにC・シュミットは、プロイスを評価したことが原因の1つとなって失脚した。

業績は多い。

Gesammelte Schriften. Im Auftrag der Hugo-Preuß-Gesellschaft e.V. 5 Bde., (hrsg. von Detlef Lehnert), Bd. 1: Politik und Gesellschaft im Kaiserreich, 2007; Bd. 2: Öffentliches Recht und Rechtsphilosophie im Kaiserreich, 2009; Bd. 3: Verfassungsentwürfe, Verfassungskommentare, Verfassungstheorie [noch nicht erschienen]; Bd. 4: Politik und Verfassung in der Weimarer Republik, 2008; Bd. 5: Kommunalwissenschaft und Kommunalpolitik, 2012.

Franz Lieber, ein Bürger zweier Welten, 1886.

Gemeinde, Staat, Reich, 1889.

Das städtische Amtsrecht in Preußen, 1902.

Die Entwicklung des deutschen Städtewesens. Bd.1: Entwicklungsgeschichte der deutschen Städteverfassung, 1906.

Stadt und Staat, 1909.

49) Friedrich, Preuß, Hugo, NDB 20 (2001), S.708ff.; Heinrichs, a.a.O., S.429 (Scheffold). ハイブリヒス・前掲書（前注43）649頁（武市周作）、Kleinheyer und Schröder, a.a.O., S.324ff., 小林孝輔監訳・前掲書214頁（広沢民生）。

Zur preussischen Verwaltungsreform, 1910.

Das deutsche Volk und die Politik, 1915.

Deutschlands republikanische Reichsverfassung, 1921.

Vom Obrigkeitsstaat zum Volksstaat, 1921.

Um die Weimarer Reichsverfassung, 1924.

Staat, Recht und Freiheit. Aus vierzig Jahren deutscher Politik und Geschichte, 1926.

⑦ ヤコビ (Erwin Jacobi, 1884. 1. 15-1965. 4. 5)

ヤコビは、1884年に、ボヘミアのZittau（Görlitz郡）で生まれた。父親は、ユダヤ系の商店主であった。ミュンヘン、グライフスヴァルト、ライプツヒの各大学で学び、1907年、学位をえた（Einfluß der Exkommunikation und der delicta mere ecclesiastica auf die Fähigkeit zum Erwerb und zur Ausübung der Patronatstätigkeit）。1912年に、ライプツヒ大学でハビリタチオンを取得した（Patronate juristischer Personen）。そこで、私講師となり、1916年に、員外教授、1920年に、グライフスヴァルト大学で正教授となったが、同年、早くも、ライプツヒ大学で正教授となった（公法、教会法、労働法）。1925年に、学部長をした。

おもな活動は、国家教会法（Staatskirchenrecht）であった。さらに、ワイマール共和国の公法をも対象とした。憲法の破棄（Verfassungsdurchbrechung）の概念を提唱したことで著名である。1924年に、C・シュミットとともに、国法学大会（Vereinigung der Staatsrechtler）で、「ワイマール憲法48条のライヒ大統領の独裁権」（Diktatur des Reichspräsidenten nach Art. 48 WRV）に関する講演を行った。ここで、彼らは、「シュミット・ヤコビ」理論といわれるものを提唱した。これは、ライヒ大統領は、その緊急命令権（Notverordnungsrecht）によって法律を制定することはできないとするものである。これによって、彼らは、当時の通説（Gerhard Anschützなど）に対し、ライヒ大統領がライヒ立法に代わる緊急命令権を有することに反対したのである。しかし、その理論は、少数説にとどまり、彼ら自身も、のちにこれから逸脱した。

ヤコビがもっとも注目されたのは、いわゆるプロイセン問題 (Preußenschlag) にさいし、国家裁判所で、プロイセン対ライヒの訴訟で、公法学者の C・シュミットやビルフィンガー (Carl Bilfinger) とともに、ライヒ政府の代理をした時であった。

1933年、ナチスの政権掌握後、ユダヤ系であることから公務員職の回復法によって追放された。彼は、プロテスタントであった。多くのユダヤ系法学者が国外に亡命したのとは異なり、国内にとどまった。

第三帝国の崩壊後は、1945年、ライプツヒ大学の教職に復帰した (58年まで)。1947年に、ハイデルベルク大学の招聘を断り、1949年までライプツヒ大学の学長となった。1949年には、法学部長となった。しかし、学部がマルキシズムに変容しつつある時代に、市民的な立場をとったことから対立も生じた。1959年の定年の前から、研究の対象は、教会法に戻っていた。

戦後、ライプツヒ大学 (ザクセンは東ドイツに編入された) から、西側に逃亡した者は多いが (たとえば、Wieacker, Michaelis など)。また、労働法のニクシユ = Arthur Philipp Nikisch, 1888. 11. 25-1968. 6. 17 も、1947年-1949年に学部長をしたが、1950年に西側に逃れ、定年までキール大学で教えた。1968年に、キールで死亡)、とどまった民法学者のジーバー (Heinrich Bethmann Siber, 1870. 4. 10-1951. 6. 23) と同様に、戦後も厳しい人生を歩んだ。生年、没年ともに、ジーバーよりもおおむね14年遅い。

彼は、ザクセンのルター派教会に属しており、教会会議のメンバーでもあった。1956年からは、Wurzen 財団の参事会員でもある。1954年に、ライプツヒ大学の神学部の名誉博士号をうけた。1965年に、ライプツヒで亡くなった⁵⁰⁾。

おもな業績に、以下がある。

Der Rechtsbestand der deutschen Bundesstaaten, 1917.

50) Schnorr, Jacobi, Erwin, NDB 10 (1974), S.236; Kürschner 1935, Sp. 601; DBA II, Fiche 641, 404ff.

ライプツヒ大学の講義について、Übersicht der Lehrveranstaltungen von Erwin Jacobi (Jurist) an der Universität Leipzig (Sommersemester 1913 bis Sommersemester 1914)。また、Professorenkatalog der Universität Leipzig. (<http://www.kirchenrecht.schmidt-guenther-lattermann.de/pdf/Kirchenrechtsgeschichte/25-Jacobi.pdf>)。)

Einführung in das Gewerbe- und Arbeiterrecht. Ein Grundriss, 1919.

Einheitsstaat oder Bundesstaat, 1919.

Grundlehren des Arbeitsrechts, 1927.

⑧ エングレンダー（Konrad Engländer, 1880. 1. 25-1933. 1. 8）

エングレンダーは、1880年に、ライプチッヒで生まれた。シュペングレー（Oswald Arnold Gottfried Spengler, 1880. 5. 29-1936. 5. 8）と同年、アインシュタイン（1879-1955 Einstein）や、ローゼンベルグ（Leo Rosenberg, 1879. 1. 7-1963. 12. 18）の生まれた翌年であった。

父は、ライヒ大審院判事 Bernhard Engländer（1832. 10. 25-1905. 11. 27）、母は、ユダヤ系の名門プリングスハイムの家系（Rosa Pringusheim）であった。父は、シレジアのOppelnで生まれ、24歳でプロテスタントに改宗し、1866年に、ブレスラウの都市裁判官、1878年に、控訴裁判所判事、1879年に高裁判事となった。1885年から1895年、ライヒ大審院判事となった。

子のKonradは、1899年から1904年、ローザンヌ、ベルリン、ライプチッヒの各大学で、法律学を学んだ。1906年に、ライプチッヒ大学で学位をえた（Gebot der Nachlaßgläubiger）。1915年、ライプチッヒ大学で、ドイツ民法の私講師となった。1920年に、ライプチッヒ大学で、ドイツ民法、国際私法、著作権の教授となった。1933年に、ライプチッヒで亡くなった。52歳になる直前であった。ユダヤ教の信仰を守った⁵¹⁾。

ナチスの政権獲得は、ほぼその死亡時と同時であった。早世したことから彼自身は迫害を免れた。彼の亡くなったのと同月末の1933年1月30日に、ヒトラーが大統領のヒンデンプルク（1847-1934）によって首相に任命され、同年3月5

51) Konrad Engländer zum Gedächtnis. 3 Nachrufe von Paul Koschacker, Lutz Richter, Walter Simons.; Leipziger Neueste Nachrichten, Leipzig 1933. コシャカー（Paul Koschacker, 1879.4.19-1951.6.1）も、エングレンダーの前年の生まれである。

Kürschner 1931, Sp. 598. ライプチッヒ大学のサイトにも言及がある（Professorenkatalog der Universität Leipzig, http://uni-leipzig.de/unigeschichte/professorenkatalog/leipzig/Englaender_208/）。

父については、Lobe, a.a.O.（前注23）, S.357.

日のライヒ議会選挙でナチスは647議席のうち288議席を獲得し、同年3月23日に授権法が成立した。

著作権法上の業績で著名である。

Zur Theorie des Patentrechts, 1921.

Die Angestelltenerfindung nach geltendem Recht. Vorträge (=Schriften des Instituts für Arbeitsrecht an der Universität Leipzig, Heft 6), 1925.

弟は、著名な音楽家であった (Richard Engländer, 1889. 2. 17-1966. 3. 16; GND: 116533099)。父のライヒ大審院判事の Bernhard Engländer のほか、姻戚には法曹関係者が多い。

⑨ メンデルスゾーン (Albrecht Mendelssohn Bartholdy, 1874. 10. 25-1936. 11. 29)

メンデルスゾーンは、1874年にカールスルーエで生まれた。この年には、ラーベル (Ernst Rabel, 1874. 1. 28-1955. 9. 27) や、コービン (Arthur Linton Corbin, 1874-1967)、ヴェンガー (Leopold Wenger, 1874. 9. 4-1953. 9. 21) など、著名な学者が生まれている。

1892年から97年、ハイデルベルク、ミュンヘン、ライプチッヒの各大学で法律学を学んだ。1898年に、ライプチッヒ大学で学位をえた (Beiträge zur Auslegung des § 72 der Civil-Prozess-Ordnung)。1901年に、同大学で、既判力の限界に関する論文でハピリタチオンを取得した (Grenzen der Rechtskraft)。1901年に、同大学で、私講師となり、1904年に、員外教授、1905年から、ヴェルツブルク大学で正教授となった。1905年には、Dora Mendelssohn Bartholdy, (geb. Wach) と結婚した。1919年に、ヴェルサイユの政府顧問 (Berater der Reichsregierung in Versailles)。1920年には、ハンブルク大学で、正教授となった。ドイツとイギリスの協調委員会の会員 (Verständigungskommission 1912)。1923年から34年、外交政策研究所長 (Institutes für Auswärtige Politik)。1925年から、ハーグ仲裁裁判所の裁判官、1931年、国際連盟の代表委員となる。1933年に、シカゴ大学から名誉博士号をうけた。宮廷顧問官の称号をえている。プロテスタントであったが、イギリスに亡命し、1936年に、オックスフォード

で亡くなった⁵²⁾。

音楽に造詣が深く、音楽祭の主催者をしている（1914 Veranstalter des 1. Mainfränkischen Musikfestes, 1916/1917 Veranstalter der Würzburger Reger-Gedächtniskonzerte）。なお、著名な作曲家のメンデルスゾーンは、Felix Mendelssohn（1809-47）、啓蒙哲学者のメンデルスゾーンは、Moses Mendelssohn（1729-86）である。

以下の著作がある。

（hrsg.）Die große Politik der europäischen Kabinette 1871-1914: Sammlung der diplomatischen Akten des Auswärtigen Amtes.

Englisches Richtertum im Court of Criminal Appeal, 1909.

Bürgertugenden in Krieg und Frieden, 1917.

Vom Völkerbund und der öffentlichen Meinung, 1923.

Diplomatie, 1927.

⑩ チーテルマン（Ernst Otto Konrad Zitelmann, 1852. 8. 7-1923. 11. 28）

（1）チーテルマンは、1852年に、政府顧問官のOtto Konrad Zitelmann（1814-1889）の息子として、オーデル河口のシュテッティンで生まれた。著名なゲルマニストのギールケ（Otto von Gierke, 1841. 1. 11-1921. 10. 10）も、同じ土地の生まれである。同地のギムナジウム（Marienstiftsgymnasium）に通い、その後、ライプツヒ、ハイデルベルク、ボンの各大学で学んだ。彼は、1873年に、法人に関する論文（Begriff und Wesen der juristischen Person, 1873）によって、ライプツヒ大学で学位をえた。19世紀の後半の理論として、ギールケと同じく法人実在説に依っている。1876年に、シュテッティンで実務研修を終え、ゲッティンゲン大学でハビリタチオンを取得した。

彼は、意思表示や錯誤に関する論文（Die juristische Willenserklärung, 1878; Irrtum und Rechtsgeschäft, 1879）で著名である。1879年に、バルト海岸のロシュトック大学のローマ法・民法の教授となった。そして、1881年にハレ大学に、

52) Gantzel-Kress, Mendelssohn Bartholdy, Albrecht, NDB 17 (1994), S.62 f.; DBA II, Fiche 875, 400ff.; DBA III Fiche 616, 137ff.

1884年にボン大学に移籍した。なお、この時期、ボン大学には、法制史で著名な Ernst Landsberg (1860. 10. 12-1927. 9. 29) がいた。

チーテルマンは、1921年に定年となるまで、ボンにとどまった。ボン大学では、複数回、学長を勤めた。また、法律学の勉学の改革を行い、ボン大学の支援団体 (Gesellschaft der Freund und Förder der Universität Bonn) の創設者の1人でもある。1922年から、彼は、ミュンヘン大学の客員教授となった。法律顧問官の肩書を有する (Geheimer Justizrat)。1923年に、ボンで、手術後に亡くなった。

チーテルマンは、民法、とくに、家族法、相続法と、租税法、経済法の研究で著名である。彼は、今日でも、民法のドグマに関する業績で重要である。また、判例における価値判断 (Werturteil) の役割や法の欠缺の問題を研究した。Lücken im Recht, 1903; Die Kunst der Gesetzgebung, 1904; Richterliche Gebundenheit und Freiheit, 1905などが著名である。そのことから、19世紀的な実証主義者というよりも自然法的性向を有する者ととらえられている。また、法曹養成の改革案を提示している。Die Neugestaltung des Rechtsstudiums, 1921. すなわち、2年の基礎教育と、それに続く実務教育と、目的とするコースに従った発展教育である⁵³⁾。

また、形成権の発展過程では、「法的な可能性の権利」(Recht des rechtlichen Können) という用語を使用していたが、その用語は、形式的には長すぎるとの欠点があり、実質的には、法的な可能性はすべての権利に共通して存在するとの疑問があった。可能性は「形成権」についてだけではなく、チーテルマンのいう法的な *Dürfen* (= absolutes Herrschaftsrecht) についての権利と、法的な *Sollen* (= relatives Herrschaftsrecht) についての権利 (つまり絶対権と相対権)

53) Kleinheyer und Schröder, a.a.O., S.521; Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, S.1730f.; Planitz, Die Rechtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellungen. 1924, S.177ff. (mit Bibliographie); GND: 117006742.

また、Bonn, a.a.O., S.67ff., S.17にも、簡単な紹介がある。

チーテルマンの構想に近い教育体系は、20世紀の末に、法曹養成課程の短縮を旨として登場した。これについて、拙稿「マンハイムモデルとドイツの新司法試験」民法の体系と変動 (2012年) 353頁。

にも共通した性質である。支配権や請求権にも、「可能」（Können）という契機は含まれているからである。形成権概念の功績は、ゼッケルに帰せられる⁵⁴⁾。

(2) 姉の Katharina Zitelmann (1844.12.26-1926.2.4, ペンネームとして Katharina Rinhard) は、文筆家であり、遠隔地にも旅行し、インド、中国、アメリカにいき、印象記を書いている。日本にもきて、養子に関する著述を残している。Ein Adoptivkind, Die Geschichte eines Japaners, 1916.

チーテルマン自身も、多作であった。ほかにも、Die Möglichkeit des Weltrechts. 1888; Verschulden gegen sich selbst. 1900; Das Recht des Bürgerlichen Gesetzbuches. 1900; Internationales Privatrecht. 1897 (1912) などがある。

また、法的論文のほかに、Gedichte, 1881; Memento vivere, 1894; Capri. Gedichte, 1901; Radierungen und Momentaufnahmen, 1904; Aphorismen, 1908; Totentanz und Lebensreigen, 1908 などの文学的著作がある。ADB では、Jurist のほか、叙情詩人 (Lyriker) としている (GND 117006742)⁵⁵⁾。

54) 拙著・前掲書（体系と変動）9頁以下、24頁参照。

55) 前注51) 参照。Fränkel, Zitelmann, Otto Konrad, ADB 45 (1900), 361. 詩人としては、ペンネーム Konrad Telmann として著名である。なお、東北大学にはチーテルマン文庫がある（東北帝国大学附属図書館目録、1936）。

ユダヤ系法学者の補遺

